

坂戸市小学生の文化活動・ スポーツ活動推進事業補助金

小学生を主体とした文化団体に対し事業に係る経費の一部を補助します！

2 万円以内



補助金対象経費

補助対象事業の実施に要する経費のうち、市長が必要と認める次に掲げる経費

- (1) 事務用品等消耗品及び物品の購入に要する経費
- (2) チラシ、ポスター等の作成に要する経費
- (3) 文化活動に係る会場、設備及び機材の使用料等
- (4) 講習会等の開催に係る外部講師等への謝金
- (5) 文化活動に係る保険の保険料

申請方法

申請にあたっては、事前に下記係までお問合せください。その後、文化活動・スポーツ活動推進事業補助金交付要綱」をご確認いただき事業開始までに補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、関係資料を添付して申請していただきます。

※注意：補助金交付決定通知日の前に実施した事業は対象となりませんので、申請は必ず事業実施前に行ってください。

なお、補助金の枠が無くなり次第終了となります。

【対象となる文化芸術活動例】

芸術	・美術、音楽、演劇、舞踊、文学(短歌、俳句、川柳、詩 など)、写真等
メディア芸術	・映画、漫画、アニメーション等
伝統芸能	・雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等、郷土史の研究、編さん
芸能	・講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	・茶道、華道、書道、食文化その他の生活に関わる文化等
国民娯楽	・囲碁、将棋等

【対象団体】

次の要件をすべて満たす文化団体とします。

- (1) 文化芸術活動を目的とする。
- (2) 市内に活動の拠点を置き、小学生を主な構成員とした団体のうち5名以上は市内在住の小学生とする。
- (3) 組織の運営に関する会則等がある。

【対象外の団体】

- ・ 個々の文化団体の上部団体(連合体)である団体(例：〇〇連合会)
- ・ 文化団体の下部組織である団体
- ・ 国、県又は市等が基本金その他これに準ずるものを出資している団体
- ・ 暴力団や代表者、構成員関係者に暴力団員に該当するものがある団体

【補助金交付対象とならない活動例】

- ・ 営利を目的とする活動
- ・ チャリティーコンサート、コンクール、コンテスト等として開催する活動
- ・ 教室、習い事等や学校の行事、クラブ活動、課外活動等の学校教育の活動
- ・ 特定の政治、宗教活動を目的とするもの

※詳細は、下の担当までお問い合わせください。